

卒業論文

## 秦の中国統一

経済大学経済学部経済学科

高松ゼミナール第8期生

106-381 伴 明典

## 目次

### 1 秦の始まり

- 1.1 秦が諸侯となるまで
- 1.2 笑わない美女褒姒
- 1.3 申侯の反乱～東周誕生
- 1.4 襄公、東遷の功

### 2 秦の穆公

- 2.1 異国の才を登用する
- 2.2 五殺大夫
- 2.3 晋との関係
- 2.4 晋の早魃
- 2.5 穆公危機を脱す
- 2.6 殉死者百七十七名

### 3 秦の孝公

- 3.1 商鞅
- 3.2 第一次商鞅の変法
- 3.3 抑商政策
- 3.4 愚民政策
- 3.5 第二次商鞅の変法
- 3.6 楚の呉起
- 3.7 法の浸透

### 4 恵文王

- 4.1 楚を討伐
- 4.2 秦の治水事業

### 5 始皇帝の政策

- 5.1 中央集権制度の確立
- 5.2 文字の統一と度量衡
- 5.3 車軌の統一と馳道(ちどう)
- 5.4 万里の長城
- 5.5 車軌の統一と馳道(ちどう)

### 6 まとめ

## 1 秦の始まり

秦の始祖は、犬丘に住んでいた非子である。馬や家畜を愛好し、上手にそれを養育していた。犬丘の人々がこれを孝王(?~B.C.886)に申し上げたので、孝王がこれを召しだして、汧水と渭水との間の地で、馬を養う主管にさせた。馬は大いに繁殖した。孝王はこの功績を認め、非子に土地を与えた。土地を与える際、孝王は、昔伯翳が舜のために家畜を繁殖させ、舜がその功で土地を与えたことを引き合いに出した。

これが、秦の始まりである。秦は、周が興った時から従っていた伝統のある国ではなく、新興の小国であった。

### 1.1 秦が諸侯となるまで

幽王二年、西周の大地震が起こり涇水・渭水・洛水の水が溢れてしまう災害が起こった。識者たちは、夏王朝が伊・洛水が涸れたことにより滅び、殷王朝も、黄河の水が涸れたことにより滅びたといい、川が溢れるのは国が滅びる証しとして心配した。

しかし、幽王は絶世の美女褒姒のとりこになり政治を怠っていた。褒姒は、竜の吐いた泡から生まれたとかげと人間の子といわれている。不祥の子であるため捨てられてしまった。捨て子の子を哀れに思った褒国の商人に拾われ絶世の美女として育てられた。

幽王が即位した後、周国と褒国の間で諍いが起こった。褒国はお咎めを受け、償いのため、絶世の美女と名高かったこの女を幽王に献上した。この女を褒姒と名づけ、王はいたく寵愛した。幽王三年、褒姒が子の伯服を産むと、褒姒を溺愛していたため、幽王は正妃の申后が産んだ太子宜臼を廃嫡しようとした。幽王の正妃の申后は有力者の申侯の娘であったが、幽王は申后と宜臼を廃し、褒姒を正妃とし、褒姒との間にできた子、伯服を太子とした。これにより、申后の親の申侯の恨みを買うことになる。

### 1.2 笑わない美女褒姒

褒姒は美しい女であったが、笑うことはなかった。幽王は、美しい褒姒が笑えばなお美しいだろうと思い手をつくして褒姒を笑わせようとした。しかし、彼女が笑うことはなかった。

幽王は、烽火と太鼓を造らせ、あらかじめ諸侯と約束し外敵がせまれば、烽

火を挙げ、太鼓を打ち鳴らし諸侯に急を知らせる方法を取っていた。

あるとき幽王はたわむれで烽火をあげた。烽火を見た諸侯たちは息を切らせてやってきたが、来てみれば敵の姿が見えない。呆然としている諸侯たちを見て褒姒ははじめて笑った。諸侯たちは帰っていった。これを、見た幽王は、褒姒を笑わせるためにしばしば烽火を上げるようになった。諸侯たちは、たびたび幽王に騙されたので、ついには烽火を上げて来なくなってしまった。

### 1.3 申侯の反乱～東周誕生

幽王を恨んでいた申侯は、犬戎などの遊牧民族をさっそって兵を挙げた。幽王は、急いで烽火を上げたが諸侯たちは集まらなかった。ついに、幽王と褒姒との間の子伯服は殺された。宗周（鎬京）は犬戎に荒らされて西周はここに滅びた。前 771 年のことである。

その後、宗周が異民族からの攻撃の晒されやすいとの理由により、幽王により廃嫡された宜臼が周の東方拠点の成周（洛邑）に拠点を移した。この出来事を東遷という。

宜臼は成周にて即位し平王となった。前 770 年、東周が始まった。

### 1.4 襄公、東遷の功

もともと秦は周の属臣として、西周の王領領地の西、渭水の領地を与えられた小さな国であった。しかし、西周が犬戎に荒らされた際、襄公は兵を引き連れ将として出向き周を助けた。また、周が犬戎の難を避けて東遷した際これに従い、襄公は兵を率いて、平王を無事に送り届けた。周の平王は、襄公の功績を大いに評価し、襄公を封じて諸侯とし、西周の際周の領地であった土地を襄公に与えた。これには西方の異民族からの侵入を防ぐ役割を受け持つ意味も込められている。

これを機に秦は、一介の臣下から一国の大諸侯になった。

## 2 秦の穆公

### 2.1 異国の才を登用する

百里奚は、秦出身ではなく、楚または許の出身の者である。齊に行ったが、飢えて倒れてしまったところを蹇叔に助けられた。百里奚は齊公に仕えようと

するが蹇叔に止められた。後に、齊公は殺され百里奚は難を逃れた。その後、周王に仕えようとするが、これもまた止められる。再び、蹇叔の言うとおりになり百里奚は難を逃れた。

しかし、虞に仕える際は、進言に従わず、蹇叔と音信不通になってしまった。果たして、蹇叔のいうとおりの結果になり、虞は滅び、百里奚は下僕の身分に成り下がってしまった。

百里奚は、秦に嫁ぐ晋の公女の召使として、秦に入国した。ある時、穆公の臣下が百里奚と政治について語った。臣下は、百里奚の優秀さを知り、穆公に推挙した。しかし、百里奚はそれを嫌がり、国外へ逃亡し、楚で奴隷として暮らしていた。それを、穆公の臣下が見つけ出し百里奚を得ようとした。

## 2.2 五殺大夫

百里奚を得ようとし、莫大な財宝を以ってしても百里奚を得たかった穆公であるが、楚人が百里奚の優秀さに気がつき与えないのではないかと危惧した。そこで、穆公は羊の皮五枚(五殺)を送り百里奚を得ることに成功した。この時、百里奚はすでに七十余歳であった。

百里奚は、自らは亡国の臣であるとし、仕えることを拒んだが、穆公は虞画滅んだのは、百里奚の進言を聞き入れなかったからとし、百里奚の言葉を退けた。穆公とは国事について三日三晩語り合った。穆公は、大いに喜び百里奚に政治を任せることにした。百里奚は以前、羊の皮五枚と交換で秦に来たため五殺大夫と呼ばれることとなった。

百里奚は、以前自分を救ってくれた蹇叔を推挙した。自らは、蹇叔に及ばない。彼の言葉に何度も助けられたといった。穆公はそれを聞き、使者を遣わし蹇叔を迎えさせ上大夫とした。

後の、商鞅や李斯のように、秦は異国出身の才能の登用し国力を高めている。穆公は、異国の才を用いた先例となっている。

## 2.3 晋との関係

前 651 年、晋の献公(? ~前 651 年)が死ぬと晋で誰を跡継ぎとするかで争いが起こった。後に、晋を継ぐ、重耳と夷吾は晋を脱出した。夷吾は、穆公を頼み、自分を晋の跡継ぎとするよう穆公に協力を依頼した。穆公はこれを了解し、夷吾を晋に送り恵公とした。夷吾は、穆公に協力を仰ぐ際、もし自分が晋公となることができたなら、城塞都市を八つ献上すると約束したが、それを守ること

はなかった。その結果、晋との関係は悪くなった。

## 2.4 晋の早魃

前647年、晋で早魃が起きた。晋では、食糧不足になり、秦に食料を乞うた。家臣は、恩に報いなかった恵公に「食料を送る必要はない。これを機に、晋へ攻め込みましょう」といった。穆公は、百里奚に聞いた。百里奚は「夷吾は君に罪があるが、民に罪はない」として、晋に食料を送ることを進言した。穆公はこれを受け入れ、食料の供給を行った。

その二年後、今度は秦で早魃が起り食糧不足となった。秦は、前のこともあり、晋に食料援助の要請をした。しかし、その次の年、晋の恵公が送ったのは食料ではなく軍隊であった。さすがの穆公もこれに怒り、晋と闘うこととなった。

## 2.5 穆公危機を脱す

秦は、韓の地で晋軍と戦った。その時、穆公は敵軍に囲まれ窮地に陥った。それを、助けたのは三百人の村人であった。

以前、穆公の愛馬が逃げだした。それを、村人が捕まえ肉を食べる事件が起こった。役人は、村人を捕まえ、法により罰しようとした。すると穆公は言った、「私はこういうことを聞いている。君子は畜類のために人を害したりしないのだ。また、駿馬の肉を食って酒を飲まないで身体を壊すと」と。そして、穆公はみなに酒まで与えて、その罪を許した。この三百人の者たちは、晋を討つと聞いて従軍を申し出た。従軍して、今穆公が危ういを見て、鋒を推しならべ、死を争って、さきの恩にこたえようとした。この三百人の村人のおかげで穆公は助かり、晋公を生け捕りにすることができた。穆公は徳により命を永らえた。その後、晋公は、国に帰り、以前約束した土地を穆公に献上した。秦は、東に領土を拡大した。

## 2.6 殉死者百七十七名

穆公は即位三十九年に死んだ。殉死する者が百七十七人であった。秦の大夫であった家柄の者も含まれていた。多くの殉死者を出したことにより、秦の国力は大いに下がり、他国への影響力が少なくなってしまった。穆公は春秋五覇に数えられることもあるが、諸侯の盟主になることはできなかった。これより、孝公に至るまで秦はあまり力がなかった。

### 3 秦の考公

秦は西方の僻地にあり、中原の諸侯からは、蛮族扱いにされ会盟にも招かれることはなかった。考公は、仁政に努め孤児を救済し、論功行賞を公平にするとともに、秦を強大な国家にするために、天下に有能な臣下を求めた。そこに現れたのが、公孫鞅いわゆる商鞅である。

#### 3.1 商鞅

商鞅は衛の国の生まれで、名を公孫鞅(以下、商鞅)といった。商鞅の生まれは衛の国は、魏の勢力圏にあったため、衛の生まれの商鞅は、魏で盛んであった法家の思想に親しみ、自らも法家になった。

商鞅はもともと、魏に仕えていた大臣の元にいたが大臣が死んだのち、秦が人材を求めていることを知り、宦官の景監を頼って若き孝公に面会することができた。

商鞅は、まず帝道を説いたが孝公には用いられなかった。次に王道を説いたが孝公は、また聞き入れなかった。三度目に、霸道を説くと孝公は聞き入った。後に、孝公はまた商鞅を呼び商鞅は富国強兵の術を説いた。商鞅は孝公に仕えることとなった。

商鞅は、秦での政治において法家の学説を用い、前 356 と前 350 の二回にわたって改革を断行した。

商鞅の生きた時代は戦国時代である。戦国時代、周王朝の権威は落ち、地方の諸侯たちはそれぞれの体制を強化し、対外的実力を固め、群雄割拠の世の中であった。各諸侯はみな、武力、経済力に力を入れ努力を重ねた。この時代の社会経済は、農業生産を最も重視し、農業労働に従事する人口の増加と確保は国家の急務であった。

しかし、春秋時代以降発達が著しい商工業に流れようとするものが多くいた。商工業に従事する者の利益は、軽視し難いものであり、農民の中には商人になろうとする者もいた。秦もその例に漏れず、商業が発達していた。商鞅は重農抑商政策をとった。また、商鞅の政策には愚民政策もあり、人民が国外に出て見聞を広めることを阻止し、人民を愚かにすることが、農耕に専念させると土地への定着に効果があるとした。商鞅は、そのような政治を行った。

#### 3.2 第一次商鞅の変法

前 356 年、商鞅は第一次変法をおこなった。

- ①什伍の制：五戸、十戸ごとに組織をつくり互いを監視させる。何かあった場合告発の義務がある
- ②分異制：男子が二人以上いるのに分家しない場合人頭税を倍にする
- ③軍功報奨制：戦で功績のあるものに爵位を与え、私闘するものは罰する
- ④爵位制：爵位を作る
- ⑤重農抑商主義：農業を押し進め、商業を抑制する。

はじめの内は、人民も苦しんだが、三年たつとこれを便利とし、国中は豊かになった。

①五戸または十戸ごとに組織を作った。この組織は、相互監視の義務があり、何かあったら連座制で罰せられる。連座制で罰せられるため、血の気が多く、喧嘩っ早い人間も片意地で喧嘩するようなことがなく、不明な訴えをした者も罰せられるため、無駄な訴訟がなくなる。

また罪を告発した場合は、敵の首級ひとつ分の褒賞が与えられた。何かあった場合、連座制で罰せられるため相互扶助の意味もある。

②世帯数を増やして生産能力を上げる効果がある。また、分家した家は未開の地を耕すので生産能力が向上し国力が増加する。

③～⑤

国が、人民を奨励する場合、その手段として用いるのは、爵位を当てることである。国家を強力にするのは、農業生産と戦争能力である。しかし、人民は爵位を欲しがると、生産量を増やし、戦争に参加することはせず、弁と空論によって爵位を得ようとする。国が弁舌と空論によって、爵位を得ることを良しとすると、国の生産能力は落ち戦争能力が落ち他国に侵略されてしまう。もし、農業と戦争以外に官爵を得る道があるならば、人民はそちらに流れてしまう。農民は、苦勞が多く利益が少なく、兵士は危険が多く、犠牲が大きい。賢いものは努力の方向を変え、学問を努力するようになる。

そこで、国はただひとつの方法によって爵位を得られるようにする。そうすれば、人民はただひとつの方法によって官爵を得ようとする。この場合、農業と戦争参加である。これにより、農民の数は増え、戦争の際、兵士は勇敢に戦うようになる。また、爵位に応じて生活を制限するので、人民はいい生活をするために爵位をあげようとする。したがって、人民は、農業と戦争にいそしむ様になる。

### 3.3 抑商政策

商鞅は、商業を徹底的に抑制した。これは、商業で利益を得ることができれば、人民が商業に流れていってしまうからである。

#### ①米の取引を全面的に禁止

農民は米を売り出すことを許されなくなると、怠け者の農民は、食料の不足を補えないから、生産に励むようになる。商人は、米の買い入れが許されなくなれば、豊作の年に安く仕入れ、飢饉の年にうんと儲けることができない。大儲けがなければ、商人は臆病になり農業でもやろうと考える。

#### ②酒肉などの贅沢品に重税をかける

酒や肉に税金をかけ、原価の十倍にするようにした。商人は利益がなくなるから商売もやめるし、農民は酒を楽しんで飲めなくなる。また、大臣も遊びほうけて、たらふく飲食するわけにはいかなくなる。商人の数は減り、人民は酒に酔うことなく、怠けなくなり、大臣が遊ばなければ国は停滞しなくなる。

#### ③関所の通行税や市場の物品税を重くする

関所の通行税や、市場の物品税を重くすれば、農民は商業を毛嫌いするようになり、商人は儲けの有無を疑い商人を辞めて農民になる

### 3.4 愚民政策

外国の権勢を背景に持つものや、門地爵位をもつものに官職を与えなければ、人民は学問を尊ばなくなるし、また、農業を卑下することもなくなる。人間が学問を尊ばなければ、無知になり、無知になれば外国の勢力と手を結ぶようなことがなくなる。

また、対象は人民のみではなく、大臣にも及んだ。大臣や家老が見聞を広め、学問や知識を求め、旅行にでることを一切できないようにした。農民は変わったことを聞く機会がなく、別の生き方を模索することをしなくなる。

このように、商鞅は農民を無知にし、農業以外のことに目を向けないようにした。また、商業を抑えることによって、商人を農民に変える様にした。

### 3.5 第二次商鞅の変法

#### ①父子兄弟が一つの家に住むことを禁ずる

#### ②全国の集落を県に分け、それぞれに長官、補佐をおく

### ③田地の区画整備

### ④度量衡の統一

秦では父子兄弟が一緒に住む習慣があったが、中原では野蛮とされていた。そこで、野蛮な風習を改めると共に、戸数を増やして税収を高め国力を強くした。

この二回の変法により、秦は法治国家に生まれ変わり、君主に権力が集まり、他の国々を圧倒する力をつけることとなった。

## 3.6 楚の呉起

呉起は、楚の悼王に仕えた。楚は他の諸国に比べ貴族の数が多く王権が弱かった。そこで、呉起は、貴族の爵位を剥いで、荒地に追いやり開墾をさせ、多くの土地を得ると共に貴族に払っていた金を浮かせ、それを軍備に回し富国強兵を実現させた。

また、神政国家であった楚を、周囲の反対を受けながらも法治国家にするなどの改革をおこなった。この、改革により楚は勢いをつけた。しかし、悼王が死ぬと呉起も殺されてしまった。

楚は呉起が死ぬと改革を元に戻し旧態依然な国家に戻ってしまった。それとは逆に秦は、商鞅が死んだ後も商鞅の作った法律を廃止しなかった。これが、統一を果たした国家と滅びた国家の違いである。

## 3.7 法の浸透

秦は元々法治国家ではなかった。商鞅の変法によって、秦のシステムは大幅に変わり、今までの常識では通用しなくなった。商鞅は、変法によって秦の国法がめざましく変わったので、民衆が戸惑ったり、誰もそれを信じようとしないうのではないかと思い、ある策を用いた。

商鞅は、国都の市の南門に民衆を集めた。商鞅は三丈の高さの木を南門に立て、立て札を立てた。「この木を北門に移しておくことができたものには十金を与えるであろう」。高さ三丈の木とは、約 **6.75** メートル。成人男子でなくても簡単に移すことができる。そんなことで、十金がもらえるはずがないだろうと思った民衆は誰も信じず、木を運ぼうとするものはいなかった。そこで、商鞅は運んだ者に五十金を与えるといった。すると、一人でできて材木を運んだ。商鞅は約束どおりその者に五十金を与えた。

こうして、商鞅は、変法を施行することができた。

また、太子が法を犯す行為に出た。これは、商鞅が変法を行ってから一年、苦情を言う者が千を越えたためである。商鞅は太子を罰しようとした。これは、

法の下には太子も平等ということからである。王位継承者を罰するわけにはいかないことを商鞅はわかっていたが、人民の不満を鎮めるために太子の守役に罪を負わせた。守役は二人いて、一人は黥面(額に入れ墨)、もう一人は鼻削ぎの刑に処せられた。太子と守役は大いに恨んだ。しかしその後、人民の怒りは治まり、法が浸透していった。

商鞅が变法をしてから約二十年がたった。考公が死に、後ろ盾がいなくなった商鞅は、商鞅を恨んでいるものに殺されそうになった。あわてて、都から逃げた商鞅は、途中宿に泊まろうと思ったが、宿の亭主にこういわれた。「商鞅さまの厳命により旅券を持たないものは泊められない法律になっております。」と。变法から **20** 年、商鞅の作った法は民衆に浸透していた。

## 4 恵文王

恵文王はまだ太子の頃、法に触れ商鞅に殺されそうになった。王の取り成しにより命は助かったが、守役が罰を受け、侍従が殺されてしまったので商鞅を恨んでいた。考公が死んで商鞅の後ろ盾がなくなると真っ先に商鞅を殺した。しかし、商鞅が作った法律は残した。これが、中国統一に大きくつながった。

B.C. 316 に蜀で内乱が起きたので、それに乗じて関中の後ろに広がる巴蜀を侵略した。それにより穀倉地帯を手に入れた。また、巴を侵略することにより、長江を使うことができるようになり、楚へ攻める際、河を使えるようになった。

### 4.1 楚を討伐

恵文王は張儀を楚に送り、六百里四方の土地を献上するから斉との同盟を破棄して欲しいと楚王に頼んだ。楚王はこれを聞き入れ斉との同盟を破棄した。

しかし、秦から送られたのは、六里だった。抗議したが聞き入れられなかった。怒った楚王は、国内のほぼすべての兵を以って秦に攻め込んだ。斉との同盟を破棄し、国際的に孤立していた楚は空同然の国を魏に攻められ撤退し秦に敗れた。

恵文王は、大国楚を破り秦は統一へと一歩近づいた。

### 4.2 秦の治水事業

巴蜀の地は前 316 年に手に入れた土地である。蜀の長官に任ぜられた李冰は、

大治水事業を熱心に進めた。前 250 年頃彼の起こした治水事業により、蜀は大いに潤った。

また、始皇帝の時代になると、鄭国による治水が成功する。もともと、鄭国は韓の臣であった。韓の王は秦が大工事を好むのを知っていたので、鄭国を秦に送った。鄭国に大工事をさせることにより秦の国力を低下させようとした。その目論みは露見した。秦王は鄭国を殺そうとしたが、鄭国は治水の有効性を説いた。秦王はこれをもっともとし、治水工事は進んだ。

完成した運河に水を通すと、四万頃あまりの痩せ地を潤おすこととなり、関中平原は、凶作を知らぬ平野となった。これに、より秦の強さは確固たるものとなり中国を統一することとなった。

## 5 始皇帝の政策

前 221 年、東方の斉を倒して、中国を統一した始皇帝は群雄が割拠した中国に初めて漢民族を主体とした中央集権国家を成立させた。これによって、始皇帝は秦の王だけではなく中国の支配者となった。そこで、これまでの王というのを改め、皇帝という称号が用いられることになった。「帝」は神の意味があり、自然界・人間界を支配するものである。「皇」は煌、輝かしいといった意味である。また、中国古代の神話や王、三皇五帝から取ったとも言われている。

また、自らのことを朕と称し、臣下にはこの語の使用を硬く禁じた。玉璽という、印を作った。

次におくり名を廃止した。おくり名とは、子孫が父祖の功罪を評価してその追号を決めること。これは、不敬なものとして廃止した。

始皇帝は民間に所有される武器をすべて没収し、それを鑄直して青銅の巨大な人像、楽器を作りこれらを咸陽の王宮に置いた。

このことは、人々が再び勝手に武器を持つことを禁ずることを示したのであり、これにより、反乱や謀反を防ごうとした。

### 5.1 中央集権制度の確立

秦では、六国を滅ぼした後、全国をどのように統治するかが論ぜられた。宰相の王綰らは、広大な地域を統治するには単一の政府では不可能なので、かつて周がおこなったように王子を各地に派遣し支配させるのが良いと主張した。

廷尉(最高司法長官)の李斯は周の子弟一族の封建は、時代がたつにつれ血縁が疎遠になり結局お互いに争い、ついには本家もこれを抑えることができなくなり混乱を招いた。よって、すべてを郡県にして地方長官を派遣し、そこで得ら

れる税収を臣下に与え恩賞を持って叛意を持つことを防ぐのが良いとした。

始皇帝は李斯の案に賛成し、全国に郡県を置いた。それは、封建を行なって諸侯を置くことは、諸侯に軍備を許すことになるからである。始皇帝は、全国を **36** の郡にわけ、郡はいくつかの県を管轄し、郡の長官である郡守、県の長官である県令は、皇帝自らが任命した。また、随時任地の移動が行われ、地方官が一つの地域に定着し勢力を持つことを防いだ。

## 5.2 文字の統一と度量衡の基準の統一

始皇帝は、李斯(りし)に命じ文字の統一を行わせた。これは、使われている文字が地方によって書体が異なっていたためである。それによってできたのが、小篆である。この文字の統一は、中央集権的な官僚政治を行うには欠くことのできないものであった。

小篆とは？

現在、小篆が見られるものに日本国旅券(パスポート)などがある。

秦国内や新しい占領地で行われた度量衡の統一を全国規模で行った。この基準は、以前商鞅が行ったものと同じで始皇帝が踏襲とうしゅうしたものである。発見された秦簡中には度量衡器の規定があり、一定程度の誤差を越えると罰則があったことが明らかになっている。度量衡の統一は財政・経済活動の基礎であり重要なものであった。

## 5.3 車軌の統一と馳道(ちどう)

戦国時代の時は、各国で馬車の車輪の幅が違っていた。そこで、始皇帝は車輪の幅を統一した。

もともと、車輪の幅が違っていた訳は、戦国時代に遡る。当時の国々は、よその国の車が入ってこられないように車輪の幅を変えていた。なぜ車輪の幅を変えることによって、その国の車が入ってこられないかという、その車輪によって深い轍ができ、それをレールのようにして車が走っていたからである。当時の車のほとんどが、戦車であったため、轍の幅が違えば、敵軍は容易に進軍できなくなるわけである。

秦が国家を統一した今、車輪の幅が違うことは、全国の交通を阻害すると考

え、車軌を統一した。

咸陽を中心として、全国の主要地、特に、六国(韓、魏、趙、燕、齊、楚)の首都へ通じる幹線道路で、路面を高くして鉄錘でつきかためた。道幅は、**50 歩(69.3 m)**もあり。中央の三丈(約 **9m**)は皇帝の専用路であり、松の並木が植えられていた。

始皇帝の東方巡遊の際は、もっぱらこの道が使われた。

## 5.4 万里の長城

始皇帝の大土木事業として、阿房宮と並んで有名なのは万里の長城である。今日の観光名所になっている万里の長城は、始皇帝の築いたものと思われているが、あの石造りの壮大な城壁は明代のものである。

そもそも、長城は始皇帝以前にもあったし以後も長く存続した。長城は、春秋時代の齊の長城が最も古く、戦国時代になると、楚、魏、燕、趙などが隣国との境界に長城を築いた。

秦では、西方の蛮族の土地を手に入れ、その土地を守るために長城を築き、胡を防いだと、『史記』の匈奴列傳に記してあるのが最初である。それから、秦は、各国を併呑した際、既存の長城をつなぎ、修築、増補をおこない全長二千数百キロの長城が完成したという。

その後、漢代(前 **202~220**)には長城が延長され、北魏(**386~535**)や北齊(**550~577**)時代には長城が補強され、明代(**1368~1644**)には最長になった。

秦代の長城は、現在見られるような明の石造りの長城とは異なり、版築(板で囲み土や砂利を入れ上から押し固める)や泥レンガで造られていた。立派な作りではないが、明の長城より北に設置したので、北方民族の侵入を防ぐのに大きな役目を果たした。

## 5.5 焚書坑儒

秦の政治は法家思想にもとづいて行われていたが、それを儒家の思想をもった人々が昔の制度を根拠として非難するため、前 **213** 年に李斯の献言によって思想を統制しようとした。医学・占い・農業以外の書物は役所で使用するものは除き、全て提出させ、三十日以内に焼却された。この令に従わないものには、罪人として刺青を彫らり、長城建設などの重労働に従事させた。

翌年の前 **212** 年には、神仙道を説く方士たちが始皇帝を誹謗したのをきっかけに、儒者を含む **460** 人あまりを穴埋めにして殺してしまった。

焚書により、儒教の経典の楽経(儀礼につけられた儀式音楽)が消失してしまった。

始皇帝の長子の扶蘇が焚書坑儒について諫めたため北方防衛の任務に就かされることになった。

## 6.まとめ

秦はもともと小さな国家に過ぎなかった。その秦が、中国初の統一王朝を作り出すことができた要因は商鞅をはじめとした法家にあると思う。秦を始まりから考え商鞅がどのような役割を果たしたかを考えたい。

もともと弱小国家に過ぎなかった秦が諸侯になることができたのは周の東遷である。秦は周の防衛を果たすことを機に諸侯になることが出来た。

その後は、あまり大きな動きはなかったが、穆公が即位した後、秦は大きく変わった。穆公が異国の才能を使ったためである。血筋に関係なく異国の才能を使ったため、秦は大きな力を得た。秦は、穆公の治世を契機に発展するはずであったが、穆公が死んだ際、臣下の多くのものが殉職し、穆公と一緒になくなったものが多かった。秦は他の諸侯への影響力を失ってしまった。穆公は、名君であったが多くの殉死者を出してしまったことが欠点であると、詩経や史記に記されている。秦は、穆公の後は影響力を失ってしまう。

秦を大きく変えたのは商鞅である。その頃は、戦国時代と呼ばれ群雄割拠・弱肉強食の時代であり、諸侯は力をつけなければならなかった。しかし、この時代、まだまだ貴族の力が強く残っており、君主の一存では国を動かさない状況であった。また、庶民はというと、苦勞が絶えず、利益も少ない農業をやめ、苦勞が少なく利益が多い商業に職を変えようとした。農業は、戦争をするうえで必要な職業であったが、庶民は商業に移行しようとした。そこで、商鞅は重農抑商政策をとり、人民の出世への道を示し、農業を振興し国力を高め、今までであった世襲制官僚制を廃止し、実力制官僚制にした。これにより、貴族の力を落とすことや、庶民を農民にすることによって戦争力を高め、君主に力が集中することができた。君主に権力を集中させたことにより変法も成功し秦の中国統一を近づけた。他の国では、今だ、貴族の力が強かったりするところがある中、商鞅は秦を法治国家に変身させた。商鞅の活躍により秦は中国統一の地盤を作ることができた。

後に、始皇帝は李斯という異国の才能を登用することで中国を統一することができた。統一後、秦はわずか三代で倒れてしまう。これにより、商鞅などの法家の政策は悪かったといわれるが、私はそうは思わない。始皇帝の統一後の

言論弾圧は行き過ぎたものであったが、商鞅の政策には欠点はなかったと思う。

商鞅の政策は、時代を壊すものであったので、恨まれることが多く評価が低い。商鞅は時代の変革者であると、私は思っている。

#### 参考文献

- 吉田賢抗 (1973) 『史記 一 (本紀)』 明治書院  
水沢利忠 (1990) 『史記 五 (世家上)』 明治書院  
林 秀一 (1967) 『十八史略 上』 明治書院  
清水潔 (1970) 『商子』 明德出版社  
A・コットレル (1985) 『秦始皇帝』 河出書房新社  
伊藤道治 (1977) 『中国社会の成立 1』 講談社  
貝塚茂樹他 (1966) 『東洋の歴史 2 卷』 人物往来社  
宮城谷昌光 (2008) 『春秋名臣伝』 文春文庫  
宮城谷昌光 (2008) 『戦国名臣伝』 文春文庫  
樋口隆康 (1996) 『始皇帝を掘る』 学生社

#### 参考 URL

- 中国的ころろ <http://www.h3.dion.ne.jp/~china/CHINA1.HTML>  
秦の文字統一 [http://www.mojikyo.org/html/institute/kaiho/03/03\\_10.htm](http://www.mojikyo.org/html/institute/kaiho/03/03_10.htm)  
司徒'S ブログ 事跡 <http://www.geocities.jp/aydahn42df5/shikou3.html>  
秦の始皇帝 <http://www.jttk.zaq.ne.jp/baapu408/shikoutei.htm>  
古代中国(漢の時代)の刑罰  
<http://www001.upp.so-net.ne.jp/eiyutan-3594/keibatu.htm>